

平成27年度第1回

射水市生活支援・介護予防サービス推進協議会

日時 11月19日(木)午後2時

場所 新湊庁舎302号室

1 開 会

2 委員紹介

3 正副会長の選任について

4 議 事

(1) 「介護予防・日常生活支援総合事業」について

(2) 射水市内における各種サービス・支援の現状について

(3) 各地域振興会における高齢者に係る現況等の
把握について(中間報告)

(4) 今後のスケジュール(案)について

5 意見交換

6 閉 会

射水市生活支援・介護予防サービス推進協議会委員名簿

区分	団体名	役職	委員名
高齢者福祉に関し 識見を有する者	射水市社会福祉協議会	副会長	門田 晋
	射水市老人クラブ連合会	会長	森本 隆
	富山福祉短期大学	社会福祉学科介護福祉専攻専攻長・准教授	宮嶋 潔
地域における連携 及び支援体制の関 係者	射水市地域振興会連合会	常任理事	大門 保之
	射水市民生委員児童委員協議会	会長	盛光 文雄
	射水市シルバー人材センター	総務係長	向 剛
	射水市ボランティア連絡協議会	副会長	森永 幸子
介護サービス提供 事業者	社会福祉法人 小杉福社会	特別養護老人ホーム 太閤の杜 施設長	松浦 佳紀
	社会福祉法人 射水万葉会	法人本部在宅介護 ケア室長	森田 洋子
民間企業関係者	射水商工会議所	事務局長	砂原 良重
	射水市商工会	事務局長	小林 誠
地域包括支援セン ターの代表者	大門・大島地域包括支援センター	センター長	田中 寿和

射水市生活支援・介護予防サービス推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 生活支援サービス及び介護予防サービスの体制整備に向けて、多様な主体間における情報共有及び連携強化を図るため、射水市生活支援・介護予防サービス推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 生活支援サービス及び介護予防サービスの体制整備に関すること。
- (2) 生活支援サービス及び介護予防サービスの資源開発等に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 高齢者福祉に関し識見を有する者
- (2) 地域における連携及び支援体制の関係者
- (3) 介護サービス提供事業者
- (4) 民間企業関係者
- (5) 地域包括支援センターの代表者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会議を進行する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、市長が招集する。

2 協議会の会議は、随時開催するものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉保健部長寿介護課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

「介護予防・日常生活支援総合事業」について

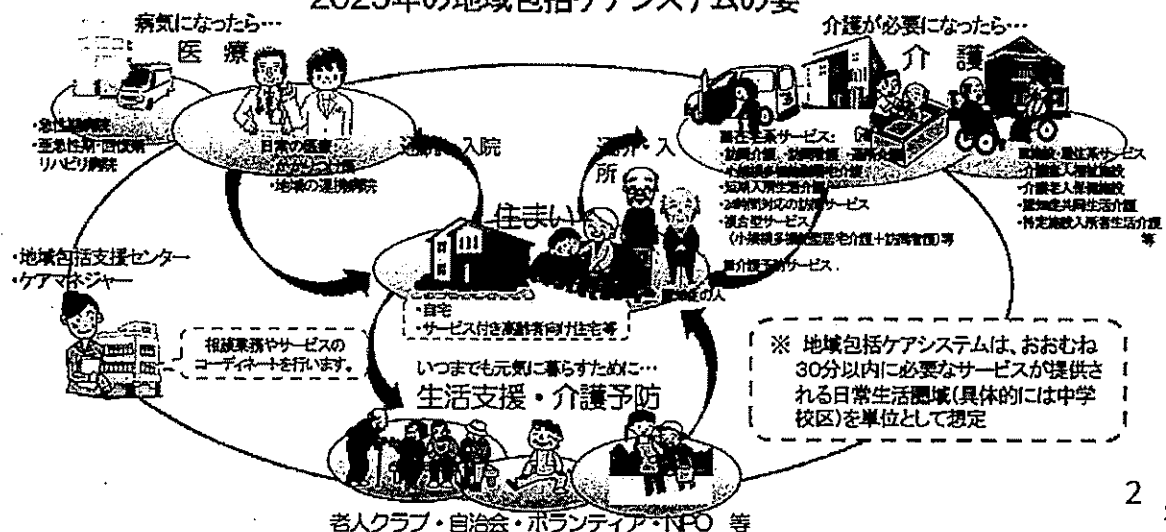
射水市長寿介護課

1

介護の将来像(地域包括ケアシステム)

- 住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現により、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようになります。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差を生じています。
地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や、都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。

2025年の地域包括ケアシステムの姿



2 2

1 「介護予防・日常生活支援総合事業」に関する総則的な事項

総合事業の趣旨

- 総合事業は、市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの。

3

背景・基本的考え方

イ 多様な生活支援の充実

住民主体の多様なサービスを支援の対象とするとともに、NPO、ボランティア等によるサービスの開発を進める。併せて、サービスにアクセスしやすい環境の整備も進めていく。

ロ 高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり

高齢者の社会参加のニーズは高く、高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等ともなるため、積極的な取組を推進する。

ハ 介護予防の推進

生活環境の調整や居場所と出番づくりなどの環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要。そのため、リハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進する。

ニ 市町村、住民等の関係者間における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開

地域の関係者間で、自立支援・介護予防といった理念や、高齢者自らが介護予防に取り組むといった基本的な考え方、地域づくりの方向性等を共有するとともに、多職種によるケアマネジメント支援を行う。

ホ 認知症施策の推進

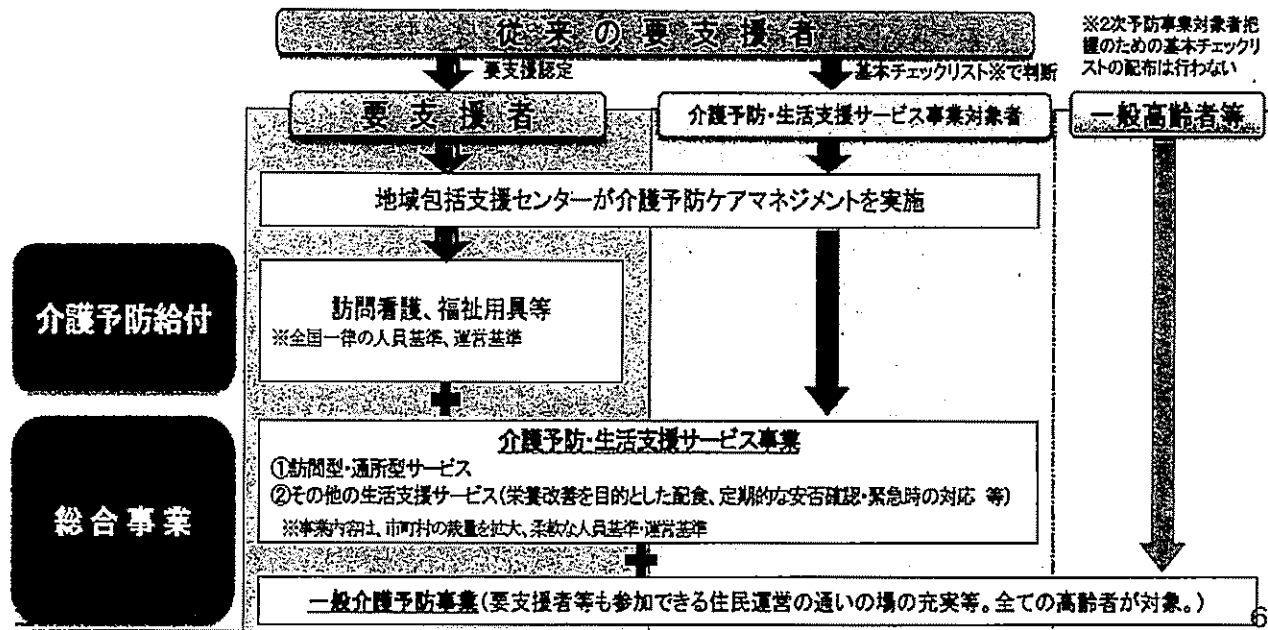
ボランティア活動に参加する高齢者等に研修を実施するなど、認知症の人に対して適切な支援が行われるようにするとともに、認知症サポーターの養成等により、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組む。

ヘ 共生社会の推進

地域のニーズが要支援者等だけではなく、また、多様な人との関わりが高齢者の支援にも有効で、豊かな地域づくりにつながっていくため、要支援者等以外の高齢者、障害者、児童等がともに集える環境づくりに心がけることが重要。 4

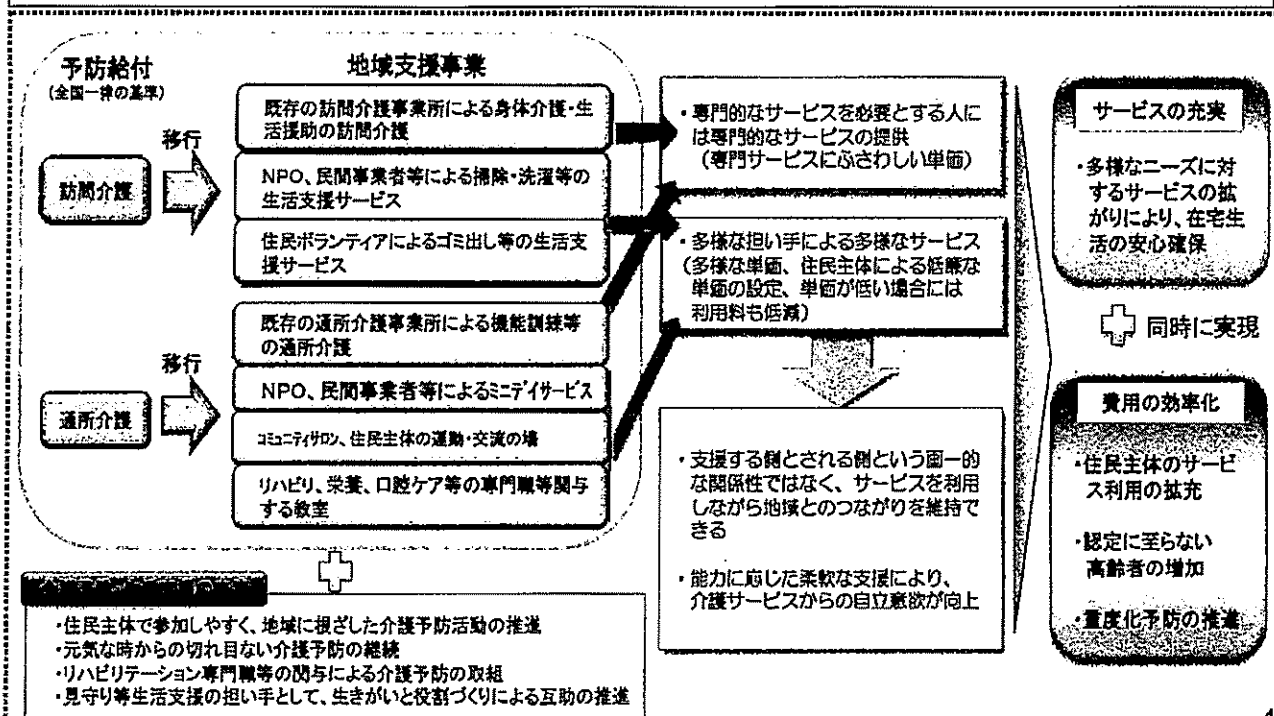
総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
 - 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
 - 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



総合事業と生活支援サービスの充実

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。



サービスの類型 (①訪問型②通所型③その他)

○ 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す(別紙参照)。(P21~)

①訪問型サービス (P22~) ※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

○ 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
○ 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある ・症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3~6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

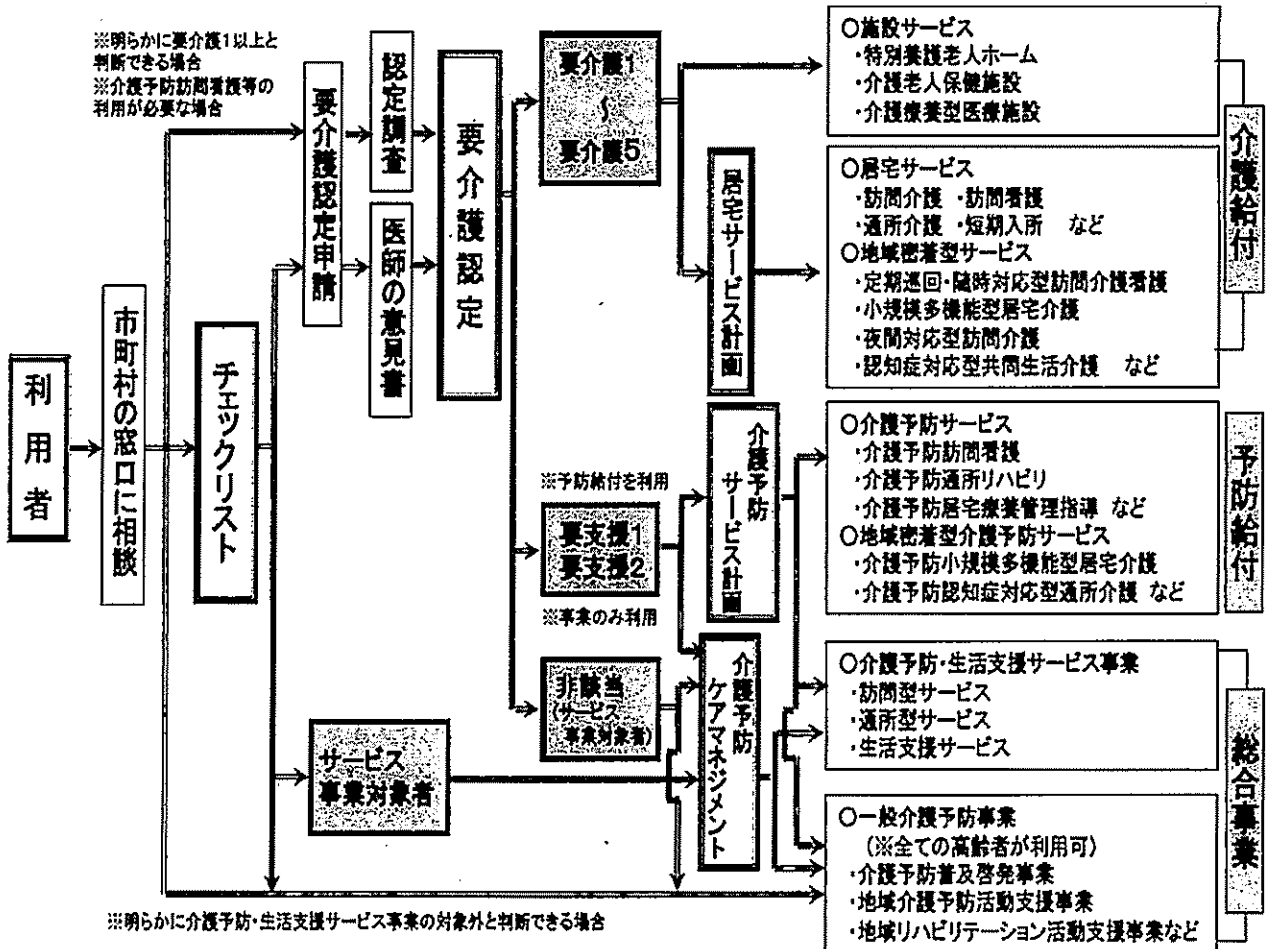
②通所型サービス (P23~) ※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

○ 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
○ 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3~6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)

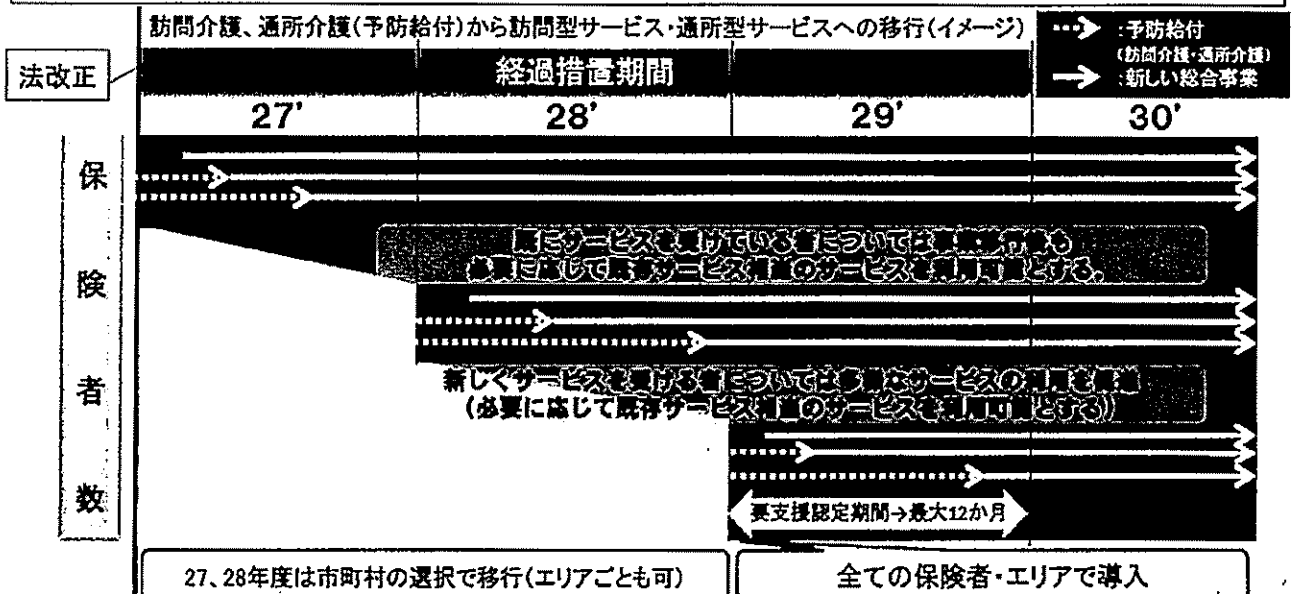
③その他の生活支援サービス (P24~)

○ その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。



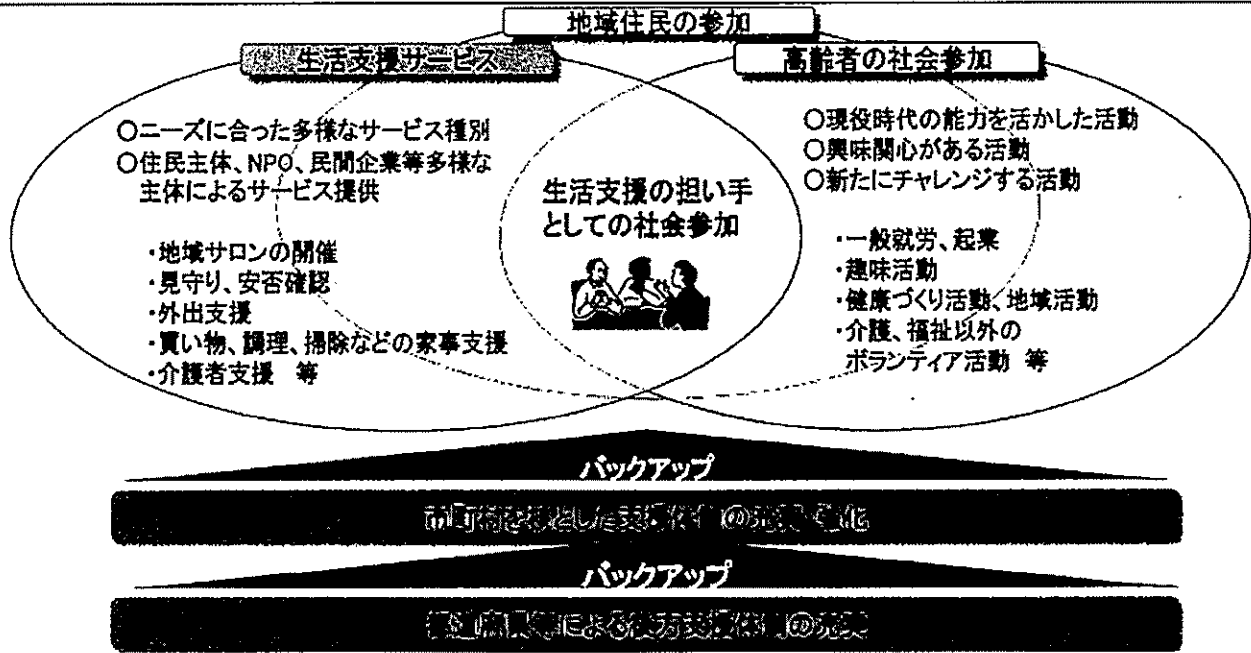
総合事業への円滑な移行

- 市町村が条例で定める場合は、総合事業の実施を平成29年4月まで猶予可能。
- 市町村は、できる限り早期から新しい総合事業に取り組む。一方で、受け皿の整備等のため、一定の時間をかけて、総合事業を開始することも選択肢。
- ※ 総合事業の実施を猶予する場合も、総合事業の実施を猶予の趣旨を踏まえ、現在から着実に受け皿の整備を行うよう努めることが適当。
- <段階的な実施例>
- ① エリアごとに予防給付を継続(【例】広域連合の市町村ごと)
- ② 初年度は総合事業によるサービスの利用を希望する者以外は予防給付を継続
- ③ 既に給付によるサービスを利用している者は、初年度は予防給付とし、翌年度当初からすべての者を総合事業に移行



生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に不足するサービスの創出 ○ サービスの担い手の養成 ○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係者間の情報共有 ○ サービス提供主体間の連携の体制づくり など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
- ② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開

※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) 協議体の設置 ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

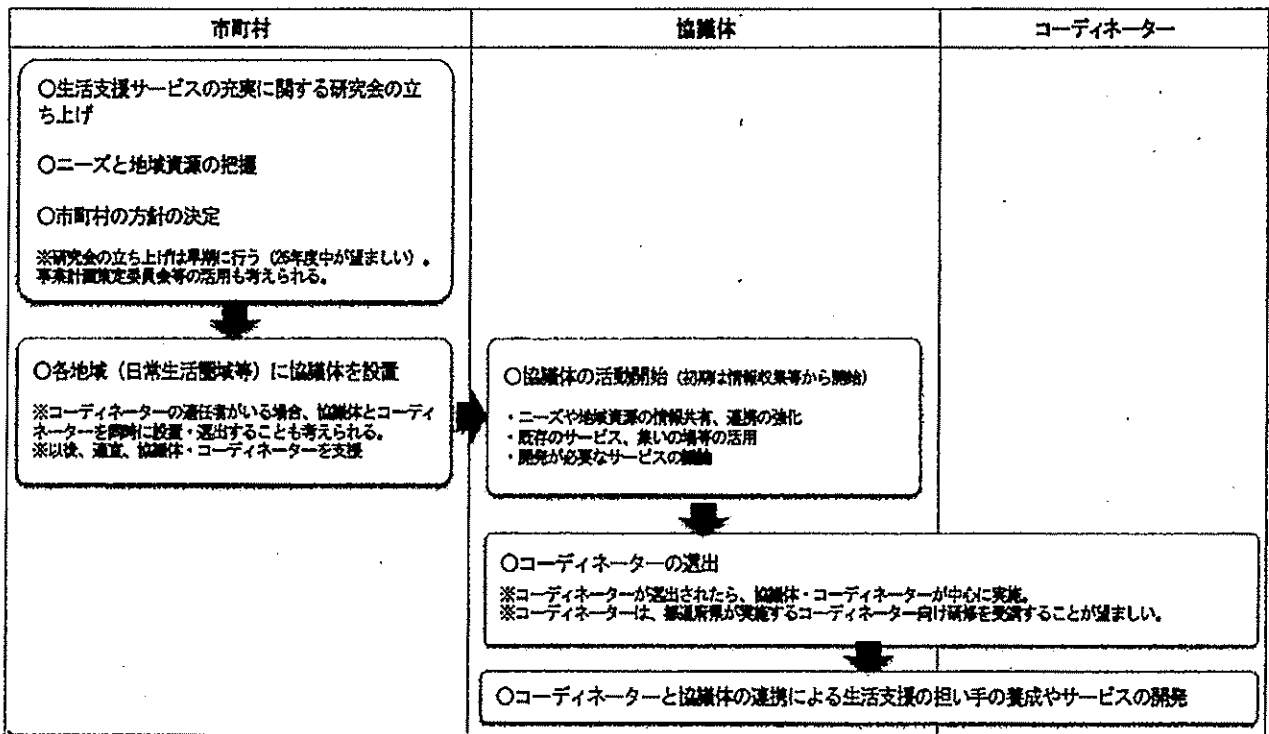


※1 これらの取組については、平成26年度予算においても先行的に取り組めるよう5億円を計上。

※2 コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

コーディネーター及び協議体の設置・運営に係るフロー図

「コーディネーター」と「協議体」の設置の手法については、地域の状況によって様々であると考えられるが、一例として、市町村が各地域（日常生活圏域・第2層）において協議体を起ち上げ、協議体のメンバーの中から第2層のコーディネーターを選出する事例を想定し、大まかな流れを示す。



※ 地域で適切な者がいる場合には、コーディネーターの配置を先に行うこともあり。

射水市内における各種サービス・支援一覧
公的サービス

H27.7長寿介護課

		保険外サービス				民間企業	
	市実施 介護サービス	介護保険 サービス	社会福祉協議会	介護事務所等	シルバー人材センター	地区の自治会・老人会 等で支援していること	民間企業
日常的な家事 買物、掃除、調理など	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームヘルプサービス(自立) ○軽度生活援助事業(シルバー委託) 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護(14事業所) 	<ul style="list-style-type: none"> ケアネット ○愛の宅配便(1時間1200円) 		<ul style="list-style-type: none"> ○軽度生活援助事業(1時間186円) ○実費での家事代行 		<ul style="list-style-type: none"> ○生協 ○宝来 ○エステー・シーデリ ○オアシス・デリ ○アフター・デリ ○あんしん弁当 ○びあらいぶ宝来 ○おかず屋味幸 ○坂田食堂 ○ケアハウス万葉 ○ケアハウス万葉 ○本町サポートセンター ○太閤の社 ○ニチイの食卓ヘルパー(調理冷凍おかず) 【家事代行サービス】 ○ニチイライフ(1時間2808円) ○ダスキーン(1回2時間5400円) ○たのまーれ(光陽興産) ○クレイサービス(月2回から1時間2625円) ○デイリーまま(1回2時間5250円) ○ハウスケアリンク(30分500円、30分ごとに500円加算) ○助けっつとクラブ ○ほのほのヘルパー・サービス 【買物代行サービス】 ○NPO法人買物くらし応援団 ○まいるん ○イオンネットスーパー
安心	<ul style="list-style-type: none"> ○配食サービス(社協委託) ○緊急通報装置 ○高齢福祉推進員設置事業 ○高齢者実態把握(包括委託) 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護(14事業所) 	<ul style="list-style-type: none"> ケアネット ○配食サービス(週1回1食200円) ○民生委員の訪問 ○いのちのハトン ○移送サービス 			<ul style="list-style-type: none"> ○訪問支援活動(老々) ○巡回訪問(地区社協) ○友愛訪問(民生・ボラ) 	
外出	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者外出支援サービス ○移送サービス(社協委託) ○コミュニティバス ○チャンドクケン 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護(14事業所) 					
交流	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉入浴券交付事業(社協委託) ○地域ふれあいサロン ○拠点型サロン ○ひとり暮らし高齢者等除雪助成 ○寝具洗濯乾燥 	<ul style="list-style-type: none"> 通所介護(33事業所) 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ふれあいサロン 			<ul style="list-style-type: none"> ○三世交代交流 ○いっぶく茶や(大門商工会) 	<ul style="list-style-type: none"> ○各タクシー会社等 ○ポラリス ○ウエルハート ○Npo法人チャレンジ ○通院の同行支援 NPOサポート共同 ○NPOサポート共同サロン
非日常的な家事	<ul style="list-style-type: none"> ○パワースタッフ防犯教室 ○通所型介護予防事業(委託事業) ○脳リハビリ・レクリエーション(西包括委託) ○カモン(グランバ) ○JA(介護予防) ○海老江運動教室(月1回) ○デイサービス ○ショートステイ ○ミドルステイ ○訪問理容サービス 		<ul style="list-style-type: none"> ○ケアネット 	<ul style="list-style-type: none"> ○通所型介護予防事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○庭木の剪定、 ○家屋周囲の片づけ、 ごみ処理 	<ul style="list-style-type: none"> ○ふたぐらライフサポート倶楽部 ○近隣の自主的除雪 ○地域の電機屋 ○配送事業者による家具の移動、片づけ 	
健康づくり、介護予防			<ul style="list-style-type: none"> ○地域ふれあいサロン 			<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニケーションセンターでの運動教室等 	<ul style="list-style-type: none"> ○通所型介護予防事業(アルプス、栄道整復士会) ○カープス(バスコ内) ○NPOきりり他
その他			<ul style="list-style-type: none"> ○いのちのハトン ○日常生活自立支援 				

今後のスケジュール(案)

		H27年度			H28年度			H29年度	H30年度
		7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~3
協議体		第1層協議体 ・委員委嘱依頼	第1層協議体 ・第1回目開催	第1層協議体 ・第2回目開催 ・生活支援コーディネーターの配置	第2層協議体(地域包括支援センター) ・委員委嘱 ・第1回目開催		第2層協議体 ・生活支援コーディネーターの配置		
予防事業主体のサービス		介護事業予防所へ事業説明、アンケートの実施	サービス内容、基準、単価の検討	決定	→ 事業所へ実施サービスの確認	→ 事業所へ実施サービスの確認	サービス内容等について要綱制定		4/1 総合事業へ移行
上記以外の主体によるサービス		市内における各種サービス・支援の現状調査(資源マップづくり)	各地域振興会へ現状の把握と課題、総合事業の概要の説明	事業者等との意見交換	既存事業のあり方検討 ・各在宅福祉サービス事業				
一般介護予防事業									
		既存資源の確認			不足サービスの把握			不足サービスの創出	
					元氣高齢者の地域デビュー支援				
					ふれあいサロン(拠点型・地域)のあり方検討 (住民主体への変更の検討)				
					コミュニティカフェ等「集いの場」の増設				
					「いきいき百歳体操」の普及				